

佐賀県告示第百九十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十四年七月十三日

佐賀県知事 古川 康

一 指定する区域

三養基郡みやき町大字原古賀字町南七三二四番一の一部

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第

一項に定める基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物